

議案第6号

飯能市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

別表第1ア時間額報酬表中「820円から2,000円までの」を「2,000円を超えない」に改め、同表イ日額報酬表中「4,100円から10,000円までの」を「10,000円を超えない」に改める。

別表第2時間額賃金表中「820円から2,000円までの」を「2,000円を超えない」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前				
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員（以下「一般職非常勤職員等」という。）の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員（以下「一般職非常勤職員等」という。）の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額等に関し必要な事項を定めるものとする。				
別表第1（第7条関係）	別表第1（第7条関係）				
ア 時間額報酬表	ア 時間額報酬表				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	金額	<u>2,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>820円から2,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	金額	<u>820円から2,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>
金額					
<u>2,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>					
金額					
<u>820円から2,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>					
イ 日額報酬表	イ 日額報酬表				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	金額	<u>10,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>4,100円から10,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	金額	<u>4,100円から10,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>
金額					
<u>10,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>					
金額					
<u>4,100円から10,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>					
ウ 省略	ウ 省略				
別表第2（第7条関係）	別表第2（第7条関係）				
時間額賃金表	時間額賃金表				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>2,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	金額	<u>2,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>820円から2,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	金額	<u>820円から2,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>
金額					
<u>2,000円を超えない範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>					
金額					
<u>820円から2,000円までの範囲内において職種の区分に応じて規則で定める額</u>					

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四
号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日
とする。

内閣総理大臣 安倍晋三
 総務大臣 山本早苗
 文部科学大臣 下村博文
 厚生労働大臣 塩崎恭久

御名 御璽

平成二十七年九月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

文部科学大臣 下村博文

厚生労働大臣 塩崎恭久

外の部分の項、第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部 分及び第八項並びに第二十七条第二項の項、第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二 第一項及び第二項の項、第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び第二十九条の一第一項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の一第一項の項、第三十八条の二第七項 の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項 の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立 団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団 体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二百二十三条第四 項の規定によりその条例を同法第二条第一項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対しして適 用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体 の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

第二百三十条第一号中「設立団体の長」の下に「又は設立団体の人事委員会」を加える。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四条及び第百三十条第一号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第十五条の一第一項第五

号に規定する標準職務遂行能力及び同号の標準的な職並びに新法第二十三条の一第一項に規定する

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たつて必要な

手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十五条

の並びに第二十三條の第一項及び第三項の規定の例により行うことができる。

2
ひの法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、第二条の規定による改正後の地方独立行政法人法第五十四条第三項中「地方公務員法第三章第六節の一及び第五章（第五十條の二）

立行政法人法第五条第三項に規定する地方独立行政法人の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十

四号) 第一条の規定による改正後の地方公務員法第三章第六節の一及び第五章(地方公務員法及び

地方独立行政法人法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の第五十条の二】とする。

(地方公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の地方公務員法（以下この條において「旧法」といふ）第四十条第一項の規定により施行日前の最近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日

第一項の規定により施行日前の直近の薦務成績の認定が行われた日から起算して一年未満または前日までの間は、新法第三章第三節の規定にかかわらず、任命者は、なお従前の例により、勤務成績

の評定を行うことができる。

2 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法（昭和二十二年六月三十日法律第百四十九号）第百一十九条第一項）

年法律第六十七号) 第百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第百

五十六条第一項に規定する行政機関 同法第二百一十二条の四第三項に規定する地域自治区の事務所

同法第二百四十四条第一項は規定する公の旅費並びに同法第二百五十二条の二十第一項は規定する
区の事務所及びその出張所をハ。以下この項において同じ。)と規模の異なる他の機關であつて所

管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命されている職より一段階上

位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によ

れば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、

第三章第三節を次のように改める。

第三節 人事評価

(人事評価の基本準則)

第二十三条 職員の人事評価は、公正に行わなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。
(人事評価の実施)

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。
3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。
(人事評価に基づく措置)

第二十三条の三 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。
(人事評価に関する勧告)

第二十三条の四 人事委員会は、人事評価の実施に關し、任命権者に勧告することができる。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十五条の見出しを「給与に関する条例及び給与の支給」に改め、同条第一項中「前条第六項」を「前条第五項」に、「又」を「また」に改め、同条第三項中「次の」を「次に掲げる」に改め、第六号を削り、同項第五号中「及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これら」を「前号に規定するもの」を除くほか、地方自治法第一百四条第二項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第

二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 等級別基準職務表

第二十五条第四項及び第五項を次のように改める。

4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。

5 第二項第一号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

第二十八条第一項中「左の各号の一に該当する場合においては」を「次の各号に掲げる場合のいすれかに該当するときは」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

第二十八条第一項第三号中「場合のほか」を「場合のほか」に改める。

第三十八条の見出しが「當利企業への従事等の制限」に改め、同条第一項中「當利を目的とする私企業」を「商業、工業又は金融業その他當利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「當利企業」という。）に「自ら當利を目的とする私企業」を「自ら當利企業」に改めること。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 退職管理

(再就職者による依頼等の規制)

第三十八条の二 職員（臨時に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第一十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十一条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に當利企業等（當利企業及び當利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）

第一条第一項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつて引き続いで退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関の附屬機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総称をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあっては、これに準ずる組織（同條において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該當利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該當利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第一条第一項に規定する地方独立行政法人その他の業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いで当該法人の役員又は当該法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いで再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いで再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いで再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いで再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き續いて選考による採用が予定されている法人に限る。）をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いで退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いで選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第二百五十九条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はないよう要求し、又は依頼してはならない。



地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第24号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「職階制(第二十三条)」を「人事評価(第二十三条の四)」と、「第六節 服務(第三十条—第三十八条)」を「第六節 服務(第三十条—第三十八条)」と改め、「及び勤務成績の評定」を削り、「第六十二条」を「第六十五条」に改める。

第一条中「職階制」を「人事評価」に改め、「服務」の下に「退職管理」を加え、「及び勤務成績の評定」を削る。

第六条第一項中「職員の任命」の下に「人事評価(任用、給与、分限その他的人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条第四項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第八条第一項第二号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同項第七号を次のように改める。

第九条第二項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第九条の二第三項中「第五章」を「第六十条から第六十三条まで」に改める。

第十五条中「勤務成績」を「人事評価」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の条を加える。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 2 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(抜粋)